

敦賀まちづくり協議会幹事会推進部会設置要綱

(設置)

第1条 敦賀まちづくり協議会規約第9条の規定により、敦賀まちづくり協議会幹事会推進部会（以下「推進部会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 推進部会は、幹事会から選出した者をもって組織する。

2 会長は、前項の委員以外の者にオブザーバーとして参画を求めることができる。

3 会長は、幹事会委員長をもって充てる。

4 会長は推進部会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第3条 推進部会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 推進部会の会議の議長は、会長がこれにあたる。

3 会長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(活動)

第4条 推進部会は、次の活動を行うものとする。

(1) 敦賀まちづくりアクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）の進捗管理に関すること

(2) アクションプログラムを推進するための助言及び協力に関すること

(3) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認めること

(庶務)

第5条 推進部会の庶務は、敦賀市まちづくり観光部まちづくり推進課、敦賀商工会議所において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進部会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月30日から施行する。